

日本骨髄バンクの現状（平成 20 年 4 月末現在）

	3 月	4 月	現在数	累計数
ドナー登録者数	2,756	3,070	308,872	390,323
患者登録者数	200	214	2,458	24,904
骨髄移植例数	99	86	-	9,323

■20 歳未満のドナー登録者数

4 月 274 人
合計 7,456 人（17 年 3 月～）

■51 歳以上のドナー登録者数

4 月新規 77 人
延長 214 人
合計 10,797 人（17 年 9 月～）

注）数値は速報値のため訂正されることがあります。

1 地区普及広報委員、説明員の活動費の改定について

地区普及広報委員、説明員の活動条件向上を目的とした活動費の見直しについて、4 月 18 日の常任理事会で検討が行われ、活動費の改定が承認されました。5 月 1 日の活動より適用しています。

地区普及広報委員、説明員の活動費 1 日につき 3,000 円（今まで 2,000 円）

2 骨髄バンク語りべ等派遣事業の実施について

これまで 15 年間にわたり支えられてきた公共広告機構の広告が、平成 20 年 6 月末にて中断されることとなりました。ドナー登録者を着実に確保し、増やしていくためには、地域に根ざした骨髄バンク普及広報活動を強化、活性化する必要があります。このため、今年度、学校や企業に骨髄バンクに対する正しい理解を深めていただくよう、これらの場所に講演者や説明者を派遣する事業（以下「骨髄バンク語りべ等派遣事業」という）を実施します。

各地の地区普及広報委員又はボランティア団体が主体となって骨髄バンク語りべ等派遣事業を企画する場合は、実施計画書を財団に提出していただき、共催の形で実施します。財団が一定の所要経費を負担します。また、学校や企業から直接、あるいは地区普及広報委員又はボランティア団体を通じて財団に依頼があった場合は、財団は当該地の地区普及広報委員又はボランティア団体に協力を依頼し、同じく共催の形で実施します。なお、現在財団では、派遣される講演者等のリスト作りを進めています。

本事業により、地域に根ざした草の根普及広報活動が活発に展開し、国民の骨髄バンク事業へのより深い理解促進を願っています。地区普及広報委員、ボランティア団体の皆様におかれましては、学校等での講演会や、企業に対してのドナー休暇制度導入、骨髄バンクへの理解促進のための説明活動を企画されたり、学校や企業からの依頼を耳にされましたら、財団広報渉外部（上記お問い合わせ先）までお申し込み、ご連絡をお願い申し上げます。また講演者についても財団までご推薦をいただければ幸いです。

3 平成 20 年度の診療報酬改定による患者負担金引き下げに関して

平成 20 年度の診療報酬改定に伴い、4 月 1 日より患者負担金の引き下げ（ドナー候補者が 4 人で骨髄移植を受けた場合のモデルケースでは 190,500 円に引き下げ）を行いました。また、加点分の一部を、(A) 現在当財団の基金で負担しているドナー確認検査手数料の一部や、(B) 骨髄移植が中止になった場合のドナー術前健康費用、(C) DLI コーディネート費用、に当てることとしました。これについて一部の皆様は、患者さんのためでなく、財団の負担軽減のための措置かとの疑問があるようです。これにつきましては、①現在の患者さんのみならず、将来の患者さんにも出来るだけ公平な患者負担の軽減が実現するよう、枯惑に近い基金の延命を図ったこと（(A) について）、②患者さんに直接費用負担を求めてもよいにも関わらず、事情によりそうならない費用について公平を図る観点から、患者負担の軽減に関して使用される社会保険診療報酬分の財団への分配金をこれに当てることとしたこと（(B) 及び (C) について）、によるものです。いずれも患者さんの負担の軽減と患者さんの公平な負担の見地から行われるもので、財団の負担軽減のための流用という趣旨ではありません。

4 海外渡航および感染症に関するドナー適格性の見直しについて

当財団のドナー適格性については日本赤十字社の献血基準を参考にしておりますが、海外渡航および感染症に関するドナー適格性について、患者さんが移植を受けるチャンスと感染症のリスク、また骨髄移植における緊急性・代替性の観点から、見直しを行うこととしました。

問診で不適格としているもののうち、患者さんにとってのリスクが小さいと考えられる下記項目の判定基準の変更について、ドナー安全委員会・医療委員会で検討を行い、4月18日の常任理事会で承認されました。今後、運用方法について、関係者に周知を行い、5月下旬頃から運用開始する予定です。

1. マラリア流行地域への渡航歴のある方についての新たな判定基準（下線部分が変更）

- ①1年以内に当該地区へ1ヵ月以内の旅行をした場合、郊外の農村部や森林地帯へは出かけていなければ可。
- ②1年以内に当該地区へ1ヵ月を超える旅行をした場合は、**患者主治医判断**。
- ③1年以内に当該地区の郊外の農村部や森林地帯へ出かけた場合は、滞在期間に関わらず**患者主治医判断**。
- ④帰国後、マラリアを思わせる症状があった場合は、感染が否定されるまで不可。
- ⑤3年以内に当該地区に3ヵ月を超えて滞在した場合、予防薬服用者した場合は帰国後、服薬後3年間不可。

2. ピアス・刺青（タトゥー・アートメイク含む）についての新たな判定基準

ピアスや刺青等をした時期（ピアスの場合は外した時期も）、部位等の情報を提供し患者主治医判断となります。

5 ゴールデンウィーク中、各地のイベント会場で開催されたドナー登録会

ゴールデンウィーク期間中、日本各地で多くのドナー登録会が開催されました。登録された方々をはじめ、準備・運営にご尽力いただいた支援ボランティア、日本赤十字社、行政、関係機関の方々に感謝を申し上げます。以下にその一部を紹介させていただきます。

- **加須市民平和祭（埼玉県加須市）**／5月3日、全長100mの「ジャンボこいのぼり」が遊泳する広大なお祭り会場の一角に設けられたドナー登録会場では28人の方々にご登録していただきました。
- **KHBフリーマーケット（宮城県仙台市）**／5月3日、4日、台原森林公園で開催された同イベントは今回36回目を数える仙台市民馴染みのイベントです。40人の方々にご登録していただきました。
- **幕張メッセ“ときどき”フリーマーケット（千葉県千葉市）**／多くの出展者、入場者で賑わう同フリーマーケットは日本最大級です。5月3日～5日の開催期間中に55人の方々にご登録していただきました。

6 4月のドナー登録会、区分別登録者数

全国各地のボランティア団体等の協力のもとで行われているドナー登録会の4月の区分別登録者数は、献血併行型集団登録会/1,151人、献血ルーム/1,699人、集団登録会/110人、その他/110人でした。

7 財団の会議開催予定

傍聴をご希望の方は、事前に財団事務局総務部までお申し込みください。

	公開・非公開	開催予定
常任理事会	公開・一部非公開	6月8日（日）13:30～ 廣瀬第2ビル地下会議室
医療委員会	公開・一部非公開	6月14日（土）14:00～ 廣瀬第1ビル2階会議室
通常理事会・評議員会	公開・一部非公開	6月27日（金）13:00～ 廣瀬第2ビル地下会議室